

健康経営優良法人2027申請開始ウェビナー
今年度調査票／申請書の用語解説

2026年8月27日

経済産業省 商務・サービスグループ ヘルスケア産業課

【目次】

- 0. 骨太の方針2026
- 1. 睡眠の質向上に向けた取組促進
- 2. テーマ別ベストプラクティス
- 3. 企業の健康投資額
- 4. ライフデザイン経営
- 5. PHRデータの利用促進

0. 骨太の方針2026

1. 睡眠の質向上に向けた取組促進
2. テーマ別ベストプラクティス
3. 企業の健康投資額
4. ライフデザイン経営
5. PHRデータの利用促進

（攻めの予防医療と疾病対策）

国民のWell-beingの向上と健康寿命の延伸を図り、誰もが社会の担い手として活躍できる日本を実現する。「攻めの予防医療」を推進し、健康増進、肥満症を含む疾病予防、早期発見、早期介入及び行動変容に関係機関が連携して取り組む。栄養・食生活を含む健康リテラシーの向上、地域住民の健康増進に資する薬局機能及び薬剤師の果たす役割の強化、学齢期の健康診断の在り方の見直し¹³⁵、予防接種、H I Vや性感染症の予防、下水サーベイランス等の感染症対策、がん検診や精密検査の受診率向上、循環器病・糖尿病を含む生活習慣病等の予防、いわゆる国民皆歯科健診の具体化（歯周病検診の対象拡大や就労世代の歯科健診の更なる充実）、口腔と全身の健康の関係に基づく歯科疾患対策・口腔健康管理¹³⁶、認知症の早期診断・早期対応、予防・医療・介護を通じた切れ目のないリハビリテーション¹³⁷、**P H Rの利活用と情報連携を推進**する。更年期世代の女性への医療の推進や女性の健康総合センターの機能強化、「プレコンセプションケア推進5か年計画」¹³⁸の工程表の策定と実行、**企業と保険者のコラボヘルス、睡眠対策を含む健康経営の推進等**¹³⁹、予防・健康づくりを支えるヘルスケア産業の育成等¹⁴⁰を図る¹⁴¹。

（人材総活躍・誰一人取り残されない社会の実現）

若者や女性を含めた労働者の「働きがい」と「働きやすさ」の向上に向けて、男女間賃金差異の是正等に向けた職場の雇用管理上の問題への対応、「成長戦略」分野における女性活躍、仕事と育児・介護等との両立支援、性差に基づく健康問題への対応、女性の活躍を阻む固定的な性別役割分担意識等の解消等について、関連する基本計画等⁶⁶に基づく取組を強力に進める。

66 「第6次男女共同参画基本計画」（令和8年3月13日閣議決定）、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2026」（令和8年6月25日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）、「地域未来戦略」、「高齢社会対策大綱」（令和6年9月13日閣議決定）、「「地域働き方・職場改革」の今後の方向性について」（令和8年6月4日第5回地域働き方・職場改革等推進会議）。135 小児期からの切れ目のない予防医療の観点を含む。

136 オーラルフレイル対策等を含む。

137 効果的な訪問リハビリテーションの充実を含む。

138 令和7年5月22日プレコンセプションケアの提供のあり方に関する検討会決定。性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行う概念であるプレコンセプションケアについて、5か年計画を決定。

139 運送業での睡眠時無呼吸対策、睡眠障害の医療アクセス向上と睡眠研究の推進、睡眠ガイド等の普及啓発、睡眠等のデータを活用したサービス創出のためのエビデンス構築支援など睡眠関連の市場拡大や企業支援も併せて一層取り組む。

140 いわゆる「統合医療」の研究及び普及啓発を含む。

141 「性差に由来する健康課題等への対応を推進するための論点整理」（令和8年5月25日攻めの予防医療に向けた性差に由来するヘルスケアに関する副大臣等会議取りまとめ）を踏まえて取組を推進する。

0. 骨太の方針2026

1. 睡眠の質向上に向けた取組促進

2. テーマ別ベストプラクティス

3. 企業の健康投資額

4. ライフデザイン経営

5. PHRデータの利用促進

(1) -① 睡眠の質向上に向けた取組促進

- 睡眠は健康を支える最も重要な要素の一つであり、また睡眠不足による業務パフォーマンスの低下や心の健康に与える影響についても研究が進んでいる。
- そのため、経済財政運営と改革の基本方針2026において、「睡眠対策を含む健康経営の推進」が明記されている他、2026年3月に睡眠に関連する2つの業界団体から、連名で睡眠関連商品及びサービスに関する業界自主ガイドラインが公表された。
- 加えて2026年6月より医療機関が「睡眠障害」を診療科名に使えるようになり、診療科として認識されることで受診のハードルが下がり、早期に適切な治療を受けられることが期待されている。
- 上記背景を踏まえ、令和8年度健康経営度調査（大規模法人部門）においては、「睡眠の質向上に向けた取組」を新たな調査項目として設けている。

令和7年度

3. 制度・施策実行 Ⅱ.具体的な健康保持・増進施策	
Q	食生活の改善に向けた取組
Q	運動機会の増進に向けた取組
Q	従業員の生産性低下防止への施策 (睡眠 、肩こり・腰痛、飲酒、花粉症、 眼精疲労などを含む)
Q	長時間労働者への対応に関する取組
Q	心の健康保持・増進に関する取組



令和8年度

3. 制度・施策実行 Ⅱ.具体的な健康保持・増進施策	
Q	食生活の改善に向けた取組
Q	運動機会の増進に向けた取組
Q	睡眠の質向上に向けた取組
Q	従業員の生産性低下防止への施策 (肩こり・腰痛、飲酒、花粉症、 眼精疲労などを含む)
Q	長時間労働の予防と事後対応
Q	心の健康保持・増進に関する取組

(1) -② 睡眠の質向上に向けた取組促進

- 睡眠を含む健康リテラシー向上のための取組や、睡眠により十分な休養が取れている人の割合などの現状把握は従来より調査票に盛り込まれているが、企業における睡眠の質向上の取組が多様化していることを踏まえ、設問の選択肢を拡充する。

令和7年度

Q56. 従業員の生産性低下防止のために、どのような取り組みを行っていますか。(いくつでも)

◆生活習慣改善や心の健康保持・増進等、他の設問で回答した施策については除いてください。

＜a. 睡眠障害や、業務中の眠気による生産性の低下予防＞

- | | |
|--------------------------|------------------------------|
| ☐ | 1 リフレッシュルームや仮眠室を設置している |
| ☐ | 2 パワーナップ等仮眠制度を導入している |
| ☐ | 3 SAS検査を実施している(費用補助を含む) |
| ☐ | 4 睡眠改善に関連するアプリ等を利用できるようにしている |
| ☐ | 5 産業医等による睡眠関連指導を実施している |
| ☐ | 6 その他 |
| ☐ | 7 特に行っていない |



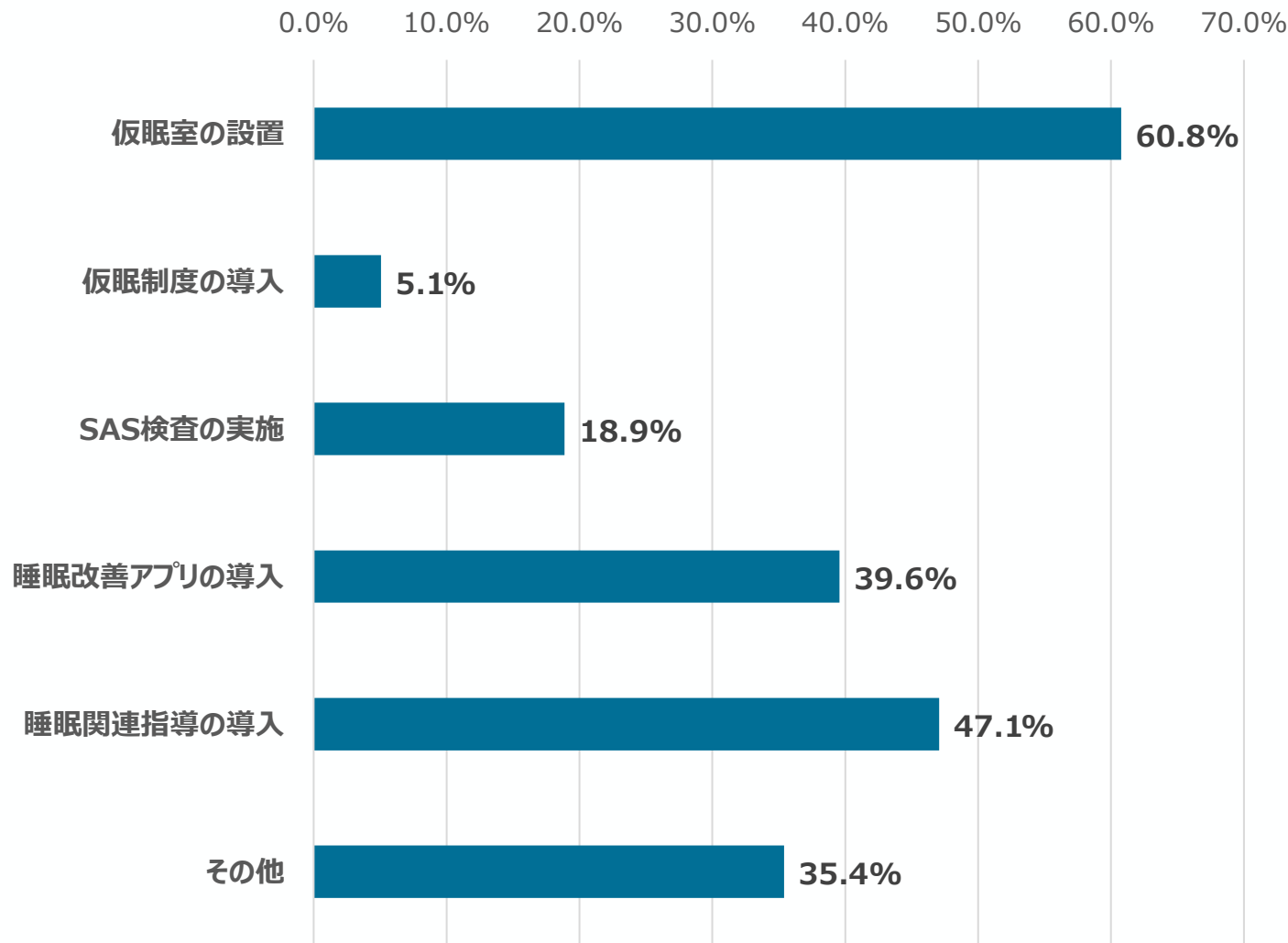
令和8年度

Q55. 従業員の睡眠の質向上のために、どのような取り組みを行っていますか。(いくつでも)

- | | |
|--------------------------|---|
| ☐ | 1 リフレッシュルームや仮眠室を設置している |
| ☐ | 2 パワーナップ等仮眠制度を導入している |
| ☐ | 3 執務室内の照明を工夫している(サーカディアン照明の設置、昼食後の消灯等) |
| ☐ | 4 睡眠時無呼吸症候群の検査(スクリーニング含む)を実施している(費用補助を含む) |
| ☐ | 5 睡眠改善や休憩取得を促すアプリ等を利用できるようにしている |
| ☐ | 6 睡眠改善を目的としたウェアラブルデバイスの配布等、自宅の睡眠環境改善費用を一部補助している |
| ☐ | 7 産業医・臨床心理士・保健師等による睡眠関連指導を実施している |
| ☐ | 8 その他 |
| ☐ | 9 特に行っていない |

(参考) 睡眠障害/業務中の眠気による生産性の低下予防の取組を行う企業の割合

令和7年度健康経営度調査票集計（大規模法人部門）



※令和7年度健康経営度調査票におけるQ56の設問＜a.睡眠障害や、業務中の眠気による生産性の低下予防＞（いくつでも）を集計。n=4175

(参考) 睡眠関連のリテラシー向上等に関する設問

令和8年度健康経営度調査（大規模法人部門）

従業員の教育に関する設問では、選択肢に「睡眠」が含まれている

- Q38. 従業員の健康意識の向上を図るために、健康保持・増進に関する教育をどのように行っていますか。（いくつでも）
- ◆eラーニングやウェビナー等での実施を含みます。
 - ◆啓発書類の配布・イントラ掲示やメルマガ配信等、単なる情報提供は除きます。
 - ◆仕事と育児・介護の両立、仕事と治療の両立、女性の健康課題、高齢従業員、保健指導、たばこに特化した教育は除きます。
- Q41、Q43、Q46、Q47、Q49、Q52、Q60でご回答ください。

	1 研修・セミナーを実施している
	2 心身の健康に関する検定等の受講・取得支援を実施している（対象期間中に支援実績がある場合のみ）
	3 特に行っていない ⇒Q37(a)、Q37(b)も非実施の場合、評価項目不適合

SQ1.（Qで「1」とお答えの場合）どのような内容の教育を行っていますか。（いくつでも） また、そのうち特に重視しているものを1つだけお答えください。

◆当設問は評価に使用しません。

1 心の健康	2 がんの予防
3 運動奨励	4 食生活・栄養
5 睡眠	6 片頭痛・頭痛
7 肩こり・腰痛	8 目の健康（ドライアイ等）
9 歯と口の健康	10 メタボ対策
11 感染症対策	12 転倒予防
13 更年期症状・障害（男女問わず）	14 将来的な健康・体力低下の予防
15 その他	

特に重視：

従業員の健康診断の結果数値に関する設問では、「睡眠により十分な休養が取れている人」の割合の記入を求めている

Q62. 従業員の健康診断の結果について、各項目の具体的な数値をご記入ください。

- ◆比率は全て小数点第2位を四捨五入でご記入ください。
- ◆各項目について、記載の定義で集計した値をご回答ください。
(b)喫煙率、(f)飲酒リスク者率の定義についてはこちらをご参照ください。
(f)飲酒リスク者率、(h)血糖リスクと考えられる人の割合のみ、異なる定義で回答可能ですが、異なる定義で回答される場合は「異なる定義」欄に「1」を入力し、さらに下の回答欄に定義をご回答ください。
- ◆比率について、原則「40歳以上」を対象とした集計結果をご回答ください。
40歳未満も含めて集計している場合は、「40歳未満」欄に「1」を入力し、ご回答ください。
当調査の回答結果を分析するために原則40歳以上としています。が、「40歳未満」欄に「1」とご回答の場合であっても、評価上不利にはなりません。
- ◆保険者から結果の提供を受けており、その保険者の都合により2025年度の集計が終わっていない場合に限り、2024年度の値を2025年度の欄に記入してください。この場合、2022年度の欄には2021年度の値を記入してください。
- ◆(a)～(i)については、協会けんぽの事業所カルテ等とは定義が異なりますのでご注意ください。
保険者からデータを提供されるものではなく、定期健康診断の受診結果を集計してください。

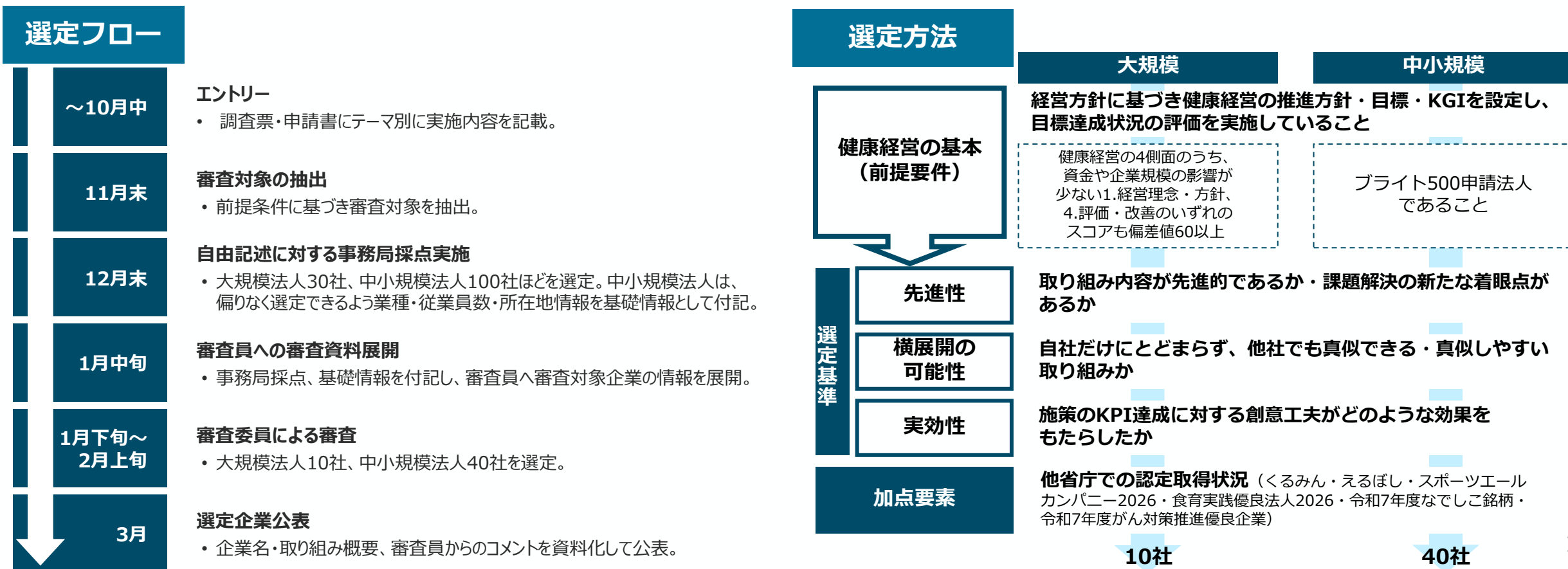
【補足説明】

	40歳未満	異なる定義	①2025年度	②2022年度
(a)適正体重維持者率 ※BMIが18.5～25未満の者			%	%
(b)喫煙率 ※定義は補足説明参照			%	%
(c)運動習慣者比率 ※1週間に2回、1回当たり30分以上の運動を実施している人の割合			%	%
(d)「睡眠により十分な休養が取れている人」の割合			%	%
(e)朝食欠食者率			%	
(f)飲酒リスク者率 ※定義は補足説明参照			%	
(g)血圧リスク者率 ※収縮期血圧 180 mmHg以上または 拡張期血圧 110 mmHg以上の人の割合			%	
(h)血糖リスクと考えられる人の割合 ※空腹時血糖が200mg/dl以上の人の割合			%	
(i)糖尿病管理不良者率 ※HbA1cが8.0%以上の人の割合			%	

- 0. 骨太の方針2026
- 1. 睡眠の質向上に向けた取組促進
- 2. テーマ別ベストプラクティス**
- 3. 企業の健康投資額
- 4. ライフデザイン経営
- 5. PHRデータの利用促進

(2) テーマ別ベストプラクティス

- 経済産業省では、政策的観点から企業への取組を促したい以下①～⑤のテーマについて、先進的かつ実効的な取り組み内容を収集し、大企業10社・中小企業40社を選定し公表する予定。
①女性の健康保持・増進に向けた取組 ②仕事と介護・治療・子育ての両立支援の取組 ③睡眠の質向上に向けた取組
④高齢従業員に配慮した健康づくりや職場環境整備の取組 ⑤その他（①～④に当てはまらない取組）
- 審査は、健康経営の基本を確認した上で、**先進性、横展開の可能性、実効性の3つの基準**から判断する。また、くるみん・えるぼし、スポーツエールカンパニー、食育優良実践法人等の他省庁の認定取得を加点要素とする。



- 0. 骨太の方針2026
- 1. 睡眠の質向上に向けた取組促進
- 2. テーマ別ベストプラクティス
- 3. 企業の健康投資額**
- 4. ライフデザイン経営
- 5. PHRデータの利用促進

(3) 企業の健康投資額

- 戦略17分野における「主要な製品・技術等」の官民投資ロードマップにおいて、デジタルヘルスサービスの国内市場を拡大するため、企業・保険者による健康投資額を2025年から2040年までに約2倍に拡大することを目標に掲げているところ。
- 健康経営度調査においても、令和8年度健康経営度調査（大規模法人部門）を通じて、健康経営に取り組む企業の健康投資額を把握する。
- なお、企業の健康投資額については政策的観点からの実態把握を目的としていることから、大規模法人部門のみを対象とし、また、評価対象とはしない方針とする。

令和8年度健康経営度調査

成長戦略においてデジタルヘルスサービスの国内市場拡大を目標に掲げていることを踏まえ、企業の健康投資額の実態把握を目的としています。回答にご協力ください。

Q76. 2025年度の健康経営の推進に係る投資額について、ご回答ください。
◆グループ会社合算で本調査に回答している場合（Q2で「2」自社およびグループ会社の合算で回答、「3」国内全連結グループ会社で回答）主たる1法人についてのご回答でもかまいません。
その際は、主たる法人名をご記入ください。

対象法人名
(法人格含む)

◆千円単位で四捨五入し、千円未満の場合は回答欄に「0」を記載ください。（SQ1も同様）

健康投資額
(総額)

千円

単位確認

SQ1. (Qで健康投資額（総額）をお答えの場合)
2025年度の健康経営の推進に係る投資額として把握している費目は、下表にご記入ください。
◆当設問におけるそれぞれの費目の定義詳細は、こちらをご参照ください。⇒【補足説明】
◆「※」については、教育・研修費用は含まないでください。
◆費目を実施していない場合、「非実施」欄に「1」を入力してください。

費目	概要	1を入力	
		非 実 施	2025年度投資額
人件費	産業医、保健師等産業保健スタッフ人件費 (外部委託を含む)		千円
	健康経営の推進に係る社内人件費 (従業員が健康経営施策に参加する時間に係る人件費は含まない)		千円
設備投資に係る減価償却費	健康に配慮したオフィス家具の設置費用・健康/栄養に配慮した社 食改修費用・休憩スペースの設置費用・運動機器設置費用・空気清 浄機設置費用、喫煙室の設置または撤去費用、健康管理システムの 構築費用 等		千円

外注費・その他経費	法定健診実施にかかる費用	健診受診に関する費用			千円
		健康診断結果管理システム利用に関する費用			千円
	保健指導等保険者とのコラボヘルスの実施に関する費用 (特定健診・特定保健指導を含む)				千円
	健康増進に関する費用	ヘルスリテラシーの向上等の教育・研修費			千円
		食生活改善に関する取り組み費用 ※			千円
		運動の定着に関する取り組み費用 ※ (スポーツクラブなどの費用補助含む)			千円
		女性の健康保持・増進に関する取り組み費用 ※			千円
		高齢従業員からの健康・体力状況に応じた取り組み費用 ※			千円
		感染症予防に関する取り組み費用 (手指消毒、予防接種 等)			千円
		喫煙率低下に向けた取り組み費用 ※ (禁煙指導などの費用補助含む)			千円
		ストレスチェック/心の健康の保持・ 増進に関する取り組み費用 ※			千円
		法定健診以外の任意検診・オプション検査費用補助費用			千円
		健康相談窓口設置に関する費用			千円
	健康経営コンサルティングに関する費用 (健康課題の把握・エンゲージメントサーベイ・結果分析など)				千円
	健康経営に関する社外開示に関する費用 (健康白書等冊子作成・ホームページ改修など)				千円
	総合計				千円

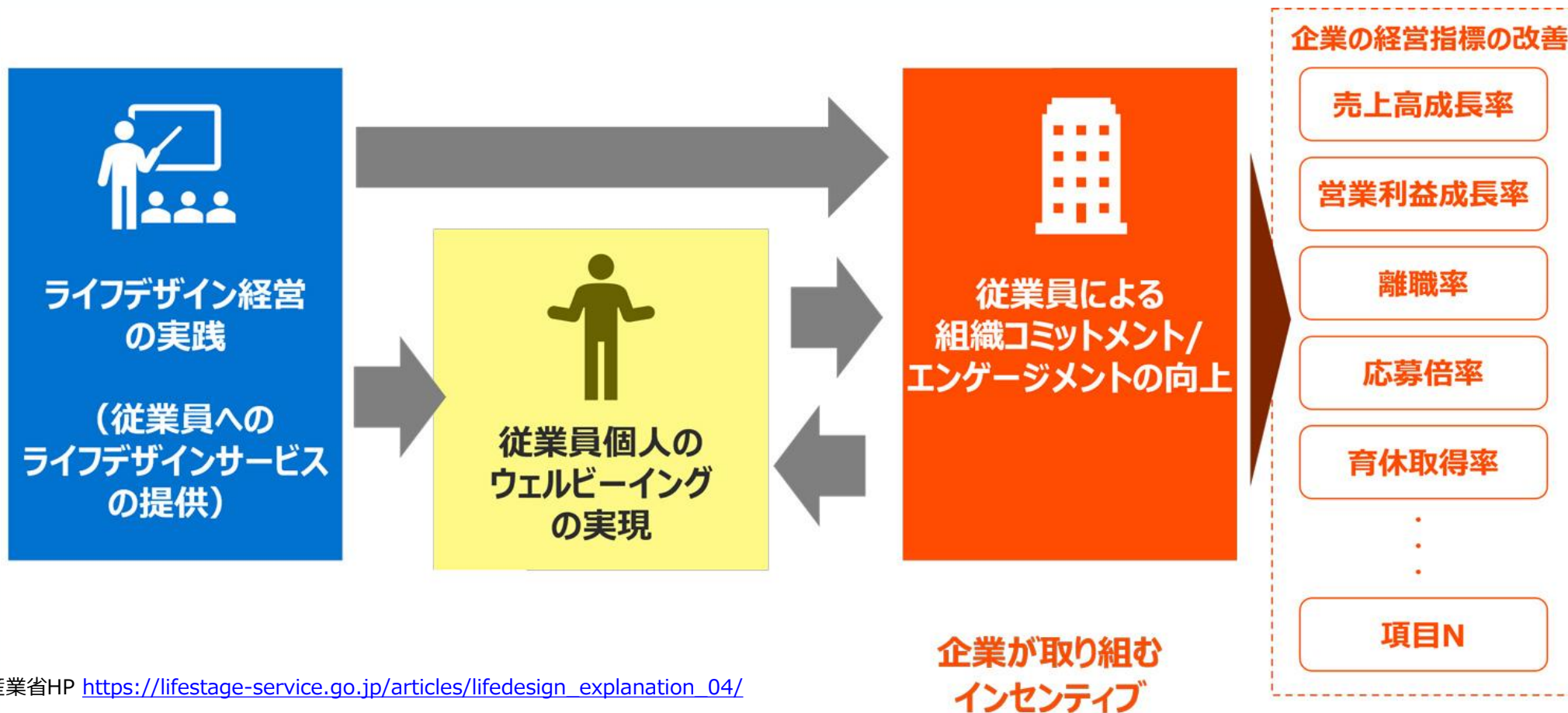
(参考) 健康投資に関わる費用

	調査回答範囲 企業による健康投資	保険者による投資（保健事業費）
経営理念・方針	健康経営コンサルティング費用 健康経営に関する社外開示に関する費用	
組織体制	健康経営の推進にかかる社内人件費 産業医、保健師等産業保健スタッフ人件費 （企業内診療所含む）	
制度・施策実行	健康に配慮したオフィス家具・社食など設置費用 エンゲージメントサーベイ実施費用 健康増進に関する費用 女性の健康 高年齢従業員の健康 心の健康 運動定着 喫煙率低下 食生活改善 感染症予防 相談窓口設置・相談サービス 教育・研修 任意検診・オプション検査費用補助 健診結果管理システムに関する費用	
法令遵守・リスクマネジメント	一般定期健康診断受診費用 ストレスチェック受検費用	特定健診・特定保健指導実施費用 データヘルス計画策定支援費用

- 0. 骨太の方針2026
- 1. 睡眠の質向上に向けた取組促進
- 2. テーマ別ベストプラクティス
- 3. 企業の健康投資額
- 4. ライフデザイン経営**
- 5. PHRデータの利用促進

(4) -① ライフデザイン経営

- 「ライフデザイン経営」とは、「社員がキャリアとライフを両立し、充実したライフデザインを実現できる環境を提供することで、人材の能力を最大限引き出し、企業価値向上につなげる経営のあり方」である。
- 少子化の進展とともに人手不足が深刻化する中、ライフイベントとキャリア形成の両立に資する取り組みの拡大やサービスの活用・普及が重要である。経済産業省では、「企業の取り組みとしてのライフデザイン経営の推進、企業や個人が提供・活用できるライフデザインサービスの創出・振興を行っている」。

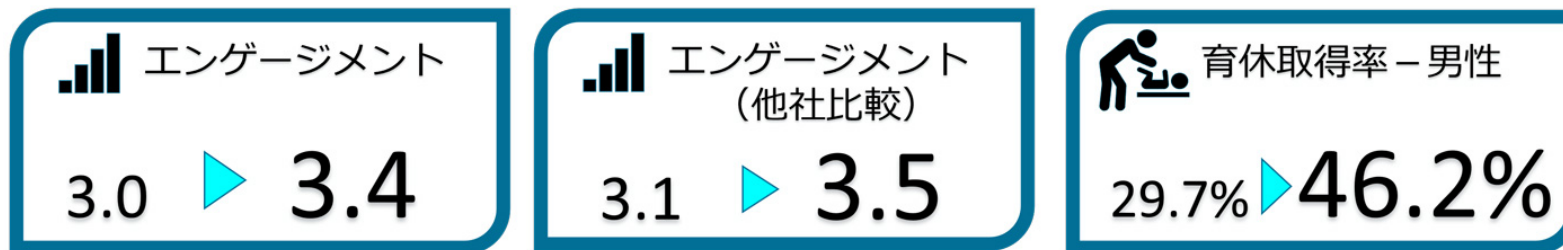


(4) -② ライフデザイン経営

- 経済産業省が行った「ライフデザインサービス導入実証事業」のサービス利用者アンケートによると、ライフデザイン経営に取り組むことで自らの生活・人生やキャリア充実への展望や自律的な意識が高まるとの回答が多く見られた。また、企業向けのアンケート調査からは、ライフデザイン支援に取り組んでいる企業は、「従業員エンゲージメント」や「男性育児休業取得率」が高い傾向も確認できた。

- ライフデザイン支援に取り組んでいる企業は、取り組んでいない企業（*）と比較し「従業員エンゲージメント」や「男性育児休業取得率」が高い傾向。

*実施意向のない企業に加え、実施予定はあるが現在取り組んでいない企業を含む



注) エンゲージメント（5とても高い、4高い、3どちらともいえない、2低い、1とても低い）

- また、ライフデザイン支援に取り組んでいる企業と今後もライフデザイン支援の実施意向（可能性）がない企業を比較すると、応募倍率に大きな差が見られた。



(4) -③ ライフデザイン経営

- ・ ライフデザイン経営の推進は、個人のウェルビーイング向上とともに、エンゲージメント向上等を通じた生産性や企業価値向上に資することも期待できることから、企業として健康経営の一環としてライフデザイン経営に取り組む意義がある。
- ・ 令和8年度健康経営度調査（大規模法人部門）のアンケート項目として、ライフデザイン経営の認知度・必要性・取組内容について問う設問を新設する。

令和8年度健康経営度調査（大規模法人部門）

ライフデザイン経営

社員がキャリアとライフを両立し、充実したライフデザインを実現できる環境を提供することで、人材の能力を最大限に引き出し、企業価値向上につなげる経営の在り方のこと。
※企業がライフデザイン支援を行うことで、社員は、働きがいと働きやすさを感じながらキャリアとライフの両立を図ることができ、個人のウェルビーイングの向上とともに、社員の活躍による生産性向上等により企業価値向上にもつながることが期待できます。

※ライフデザイン経営とは：https://lifestage-service.go.jp/articles/lifedesign_explanation_04/

Q80. ライフデザイン経営について知っていますか。（1つだけ）

- 1 内容を知っている
- 2 内容は知らないが、聞いたことがある
- 3 聞いたことがない

Q81. ライフデザイン経営の必要性についてどのように考えますか。（1つだけ）

- 1 必要
- 2 どちらかというと必要
- 3 どちらかというと必要ない
- 4 必要ない

Q82. 以下はライフデザイン経営の主要要素を記載しています。以下の中から取り組んでいるものを選択してください（いくつでも）。

◆どれも取り組んでいない場合は、「12」を選んでください。

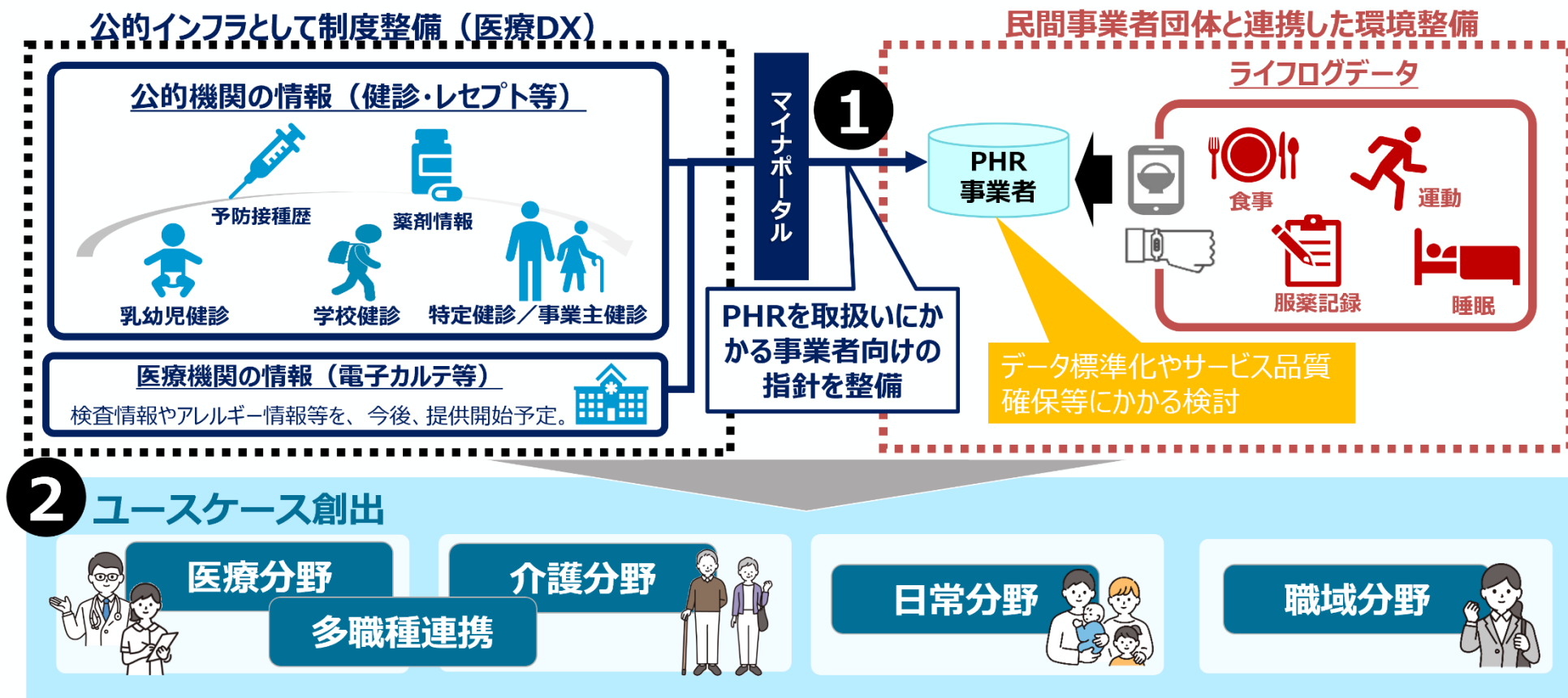
- 1 ライフデザイン支援に取り組むメッセージなどを経営層から発信している
- 2 担当部署を設置したり、役員や担当者の役割に明示的に位置づけるなど、ライフデザイン支援を行う体制を作っている
- 3 多様なライフデザインを実現したいという従業員が活躍できるような人材戦略を進めている
- 4 ライフデザイン支援の充実のため定量的な指標を設定し、施策のPDCAを回している
- 5 ライフデザインに資する制度や福利厚生などの支援策等について、従業員にプッシュ型で情報提供や研修を行っている
- 6 管理職に向けて、従業員のライフデザイン支援に関する研修機会を設けている
- 7 若い世代を含めた従業員を対象として、キャリアとライフに関する個人の計画や展望について、考える機会を提供している
- 8 従業員のライフデザインについて、個別に相談の場を設ける等により、その実現を支援している
- 9 外部サービスの活用や専門家による相談等を含め、ライフデザインに関する相談先や窓口の紹介等を行っている（有償・無償を含む）
- 10 同僚やロールモデルとなるコミュニティ等を社内で形成するなど、ライフデザインについてコミュニケーションできる場を提供している
- 11 その他
- 12 ライフデザインを支援するような取組は、実施していない

- 0. 骨太の方針2026
- 1. 睡眠の質向上に向けた取組促進
- 2. テーマ別ベストプラクティス
- 3. 企業の健康投資額
- 4. ライフデザイン経営
- 5. PHRデータの利用促進**

(5) -① PHRデータの利用促進

- ※PHR（Personal Health Record）とは、「生涯にわたる個人の健康・医療情報のことで、個人が電子記録として保管し、自身の健康増進等に活用することが期待されるもの」。また、PHRサービスとは、「個人の予防・健康づくりや、医療・介護の現場で役立てること等を目的に、PHRを保存及び管理並びにリコmend等を行うサービスのこと」
(PHRサービス提供者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針より)
- 経済産業省では、デジタルヘルスサービスの推進に向けて、個人の健康データの利活用とその環境整備を推進。関連省庁と連携したマイナポータルから取得できるデータをPHR事業者が活用するための指針策定や、民間団体と連携したライフログデータの標準化等の「①事業環境整備」、様々な分野と連携した「②ユースケース創出」を促進

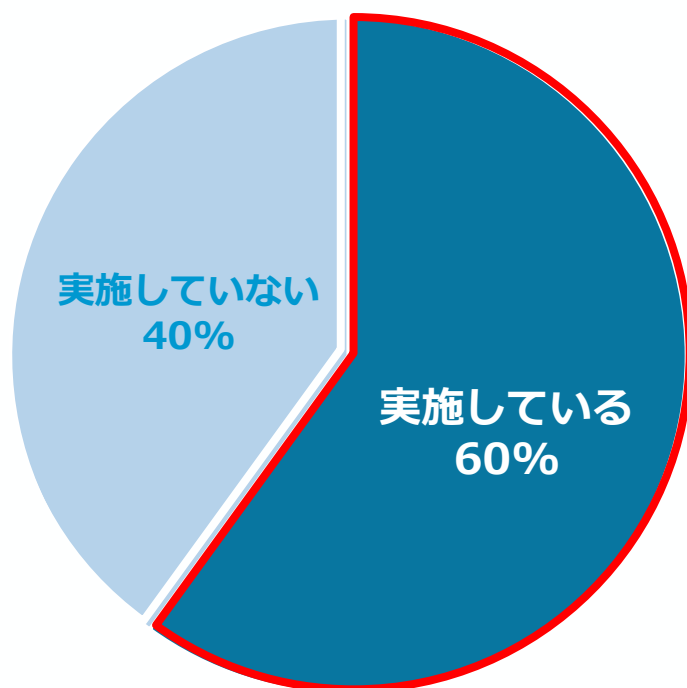
※成長戦略の戦略17分野における「主要な製品・技術等」の官民投資ロードマップにおいて「データやAIを活用したサービスの高度化と医療等との連携促進」が講じるべき政策として掲げられている。



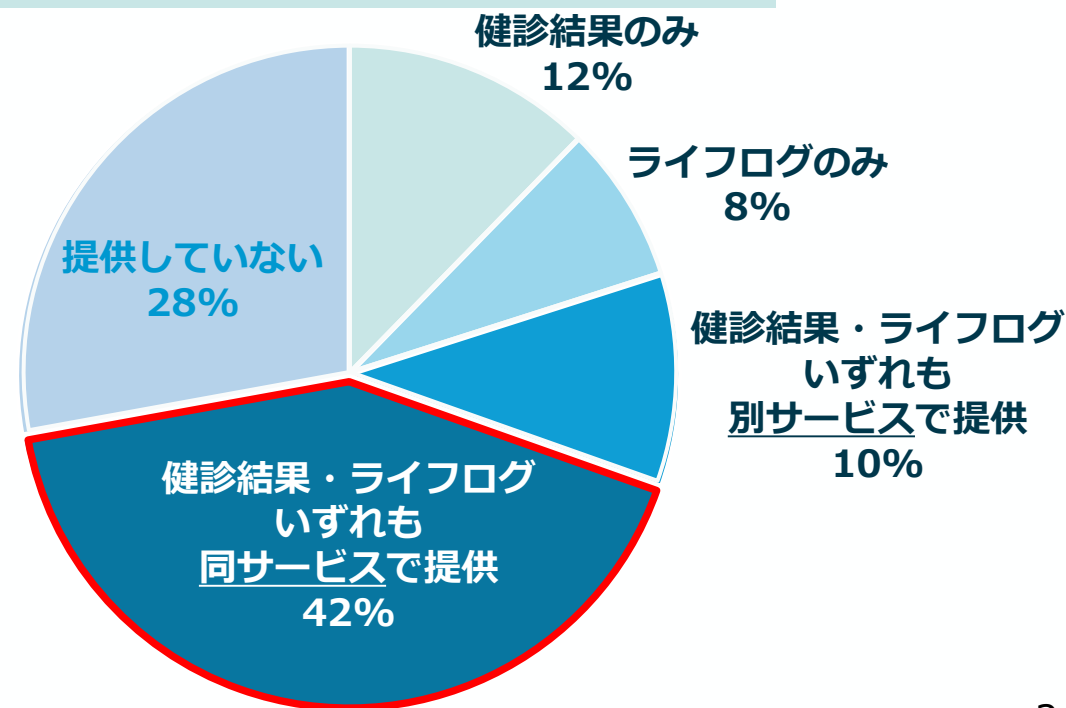
(5) -② PHRデータの利用促進

- 令和7年度健康経営度調査（大規模法人部門）に、PHRデータの利用促進に関する設問を新設。大規模法人部門において、PHRデータの利用促進のための取組を実施している企業は約6割であり、PHRの活用が進んでいることが把握できた。また、PHRデータを従業員へ提供している企業については、健診結果とライフログを同じサービスで従業員へ提供している企業は約4割であった。
- 企業の健康経営担当者を対象とした民間調査において、PHRサービスの活用目的は、「全従業員の健康維持・増進」「特定の不調・健康課題の改善支援」。達成したい健康経営のKGIは「労働生産性の向上」や「離職率の低下」、「1人あたり医療費の抑制」が多い状況。（出典：2026年8月 PHRサービス事業協会 健康経営に資する PHR サービス定量調査）

PHRデータの活用促進の取組



活用しているデータ



(5) -③ PHRデータの利用促進

- 令和8年度健康経営度調査（大規模法人部門）では、PHRデータの活用実態をさらに適切に把握するために、導入しているサービス名や提供事業者を問う設問を追加する。
- また、中小企業は、取組フェーズに応じた従業員の健康保持・増進に向けた支援が出来ていないことが課題の一つであり、組織全体の健康状態を客観的に把握し、取組フェーズに応じた従業員の健康保持・増進に向けた適切な課題解決を促していくことが必要。
- よって、PHRデータ利活用の実態を把握し普及の可能性を検討する目的で、健康経営優良法人2027（中小規模法人部門）認定申請書のアンケート項目として、PHRデータの導入状況を問う設問を新設する。

令和8年度健康経営度調査

Q39. 従業員が健康診断の結果や歩数・食事記録などのライフログ（PHR）をアプリやWeb上で確認・利用できるサービスを企業として導入していますか。（いくつでも）

- ◆第12回健康投資ワーキンググループ資料にて、PHR活用の考え方について記載しておりますので、ご確認ください。
https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/kenko_jrvo/kenko_toshi/012.html
- ◆企業によるPHRサービス活用の類型について、こちらをご参照の上でご回答ください。⇒ [【補足説明】](#)
- ◆本設問は法人が従業員のPHRを、必ずしも個人が特定できる状態で取得することを前提としたものではありません。
- ◆貴法人もしくは健康保険組合等保険者が費用を負担した上で、従業員のサービス利用を促す取り組みを行うことを前提としています。
- ◆保険者側が主体の取り組みのため、特定保健指導におけるPHRの活用は除きます。
- ◆ストレスチェックに関するサービスは除きます。
- ◆「ACTION!健康経営」ポータルサイトの「PHRサービス」から、PHRサービスと提供事業者のリストをご確認いただけます。
詳しくは下記サイトをご確認ください。

<https://phr-s.org/contents/health-management/>

- | | |
|--------------------------|---|
| ☐ | 1 PHRを記録・閲覧できるサービス等を従業員に提供している |
| ☐ | 2 PHRに基づき健康増進につながるアドバイス・提案を行うサービス等を従業員に提供している |
| ☐ | 3 従業員の健康増進に資する行動を促すための施策にPHRサービスを活用している
(社内イベントの実施や、行動変容へのインセンティブ付与施策など) |
| ☐ | 4 従業員が自身のPHRを専門職・医療職に共有し相談できる体制を整えている |
| ☐ | 5 導入していない |

※青枠は、中小規模法人部門のアンケート項目として新設

SQ1. (Qで「1」～「4」とお答えの場合)

貴法人において、具体的に導入しているPHRサービス名、提供事業者名をお答えください。

◆当設問は評価に使用しません。

◆複数導入している場合は、利用率の高いサービス名をお答えください。

①PHRサービス名	
②提供事業者名	

SQ2. (Qで「1」～「4」とお答えの場合)

サービスを提供する事業者からデータを受け取り、そのデータを集計・分析することにより部署ごとや会社全体としての従業員の健康状況を把握した上で、どのような活用を行っていますか。（いくつでも）

◆当設問は、貴法人が自ら行った分析・活用に関する取り組みについてお答えください。

健康保険組合等保険者単独での取り組みは除きます。

◆サービス提供事業者が、回答者の同意(第三者提供同意取得)を得て、回答データそのものを法人へ提供し、法人側でデータの集計・分析する場合も含まれます。

☐	1 PHRサービス提供者から受け取ったデータを用いて、実施した施策の効果検証を行っている
☐	2 PHRサービス提供者から受け取ったデータを用いて、次年度以降の施策検討を行っている
☐	3 PHRサービス提供者から受け取ったデータを保険者と共有し、保険者と協働で施策の検討を行っている
☐	4 その他
☐	5 集計データは活用していない